

**【報告事項】**

「三木市における学校部活動に関する地域クラブ活動への移行」に係る進捗状況について

**1 地域クラブ活動の導入の方向性**

- (1) 国は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、「休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動の指導に従事しないこととする」と示したが、三木市部活動の在り方検討会議では、平日・休日の活動を一括して地域クラブ化する意見が提出された。三木市では、平日・休日の活動を一括して地域クラブ化することを目指す。
- (2) 三木市部活動の在り方検討会議では、地域資源を生かした地域クラブ活動の展開を求める意見が併せて提出されたため、三木市の地域資源であるゴルフをモデルとし、令和 7 年度にゴルフクラブを創設する。

**2 令和 6 年度 of 取組の進捗状況**

- (1) 教育委員会事務局内に「部活動地域クラブ担当者会議」（別添「地域クラブ担当者一覧表」を参照）を立ち上げ、令和 6 年 4 月 30 日から毎月 1 回、取組の進捗状況の報告やスケジュールの確認など、情報共有を行っている。
- (2) 「三木市における学校部活動に関する地域クラブ活動への移行ガイドライン(仮)」について、文化・スポーツ課及び学校教育課で素案を作成した。今後、三木市教育委員会委員、各種目団体、部活動指導員等の意見を聴いた上で、令和 6 年 12 月の策定を目指す。
- (3) 先進地視察の実施。
  - ア 5月22日(水) 川西市 ゴルフクラブ
  - イ 5月29日(水) 川西市教育委員会
  - ウ 7月 3日(水) 広島県東広島市教育委員会、志和中学校ゴルフクラブ

**3 今後の予定**

- (1) 国や県の動向を注視しながら、本市ガイドラインの策定を進める。これと並行し、関係団体等への説明を行う。
- (2) ゴルフ関係者と調整し、年度内に体験会を2か所で開催する。
- (3) ゴルフクラブ以外のモデルとなる地域クラブを発掘する。
- (4) 地域クラブ活動の周知を図る。

2024.8.19

総合教育会議資料

## 第 3 期三木市教育大綱（素案）

令和 7 年 月  
三 木 市

## I 教育大綱の趣旨

この教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議・調整を行い策定したものです。

この大綱では、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

## II 教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

具体的な施策を推進するに当たっては、教育関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭や地域、市民が連携・協働し、三木市全体で基本理念の実現に向けて取り組めます。

## III 教育大綱の基本理念

### 「夢を育み、未来を創る三木の教育」

「夢」は生き方に方向性を与えます。

めざす「夢」があるからこそ、そこへ向かうための知識や技術、能力の育成が必要になり、「夢」が明確であればあるほど、最適な手段が生み出され、モチベーションが維持されます。

つまり、「夢」は、年齢にかかわらず、生き方の羅針盤となるのです。

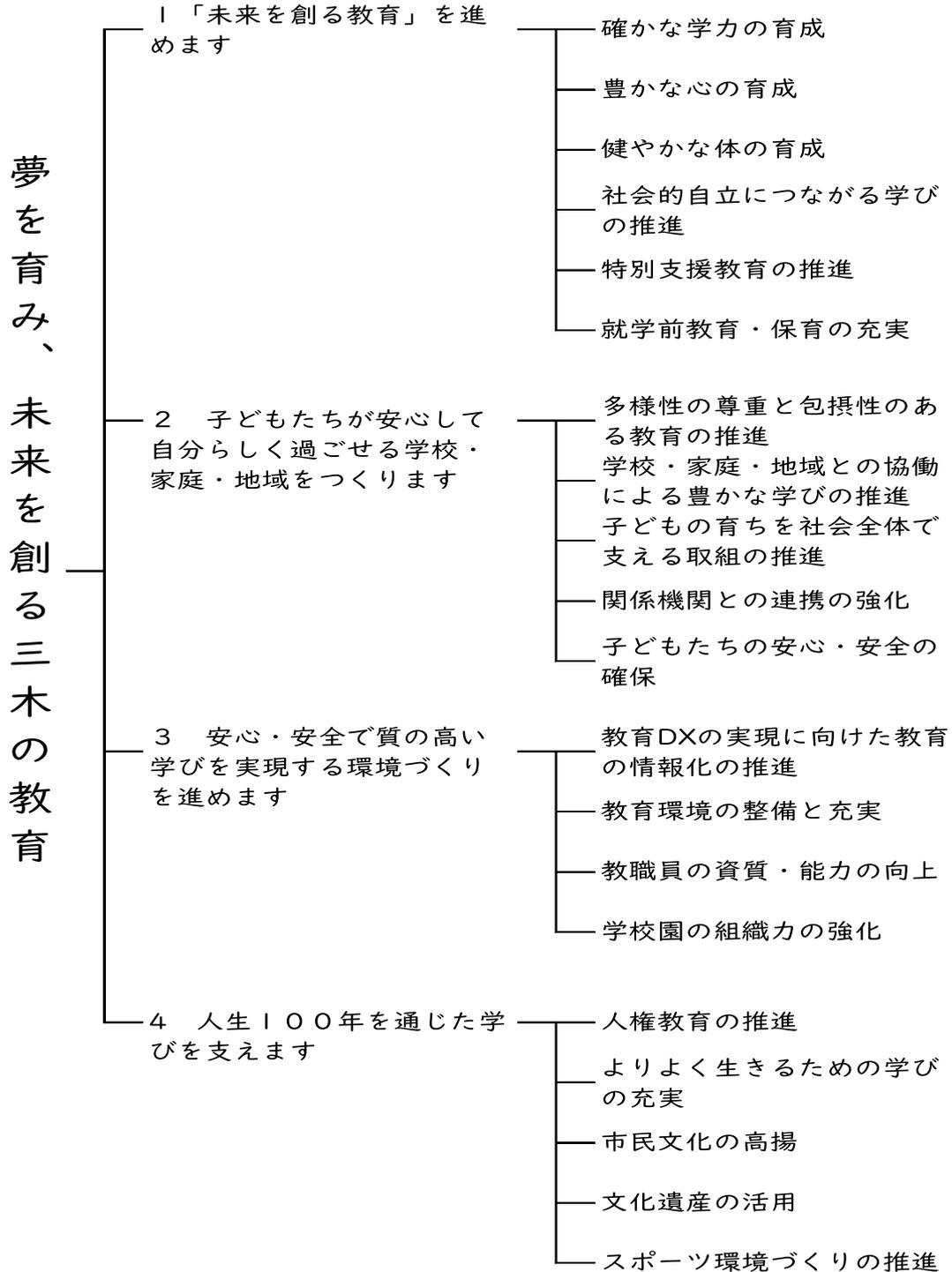
「夢」の追求は、「こういう自分でありたい」という個人の幸せづくりであり、それが「こういう社会にしたい」「こういう未来を創造したい」という新たな価値を創造する力につながります。

三木市では、学校・家庭・地域全体で「夢を育み、未来を創る」教育を推進します。

## Ⅳ 教育大綱の体系表

### 基本理念

# 夢を育み、未来を創る三木の教育



## V 教育大綱の基本方針

### I 「未来を創る教育」を進めます

#### (1) 確かな学力の育成

- 子どもたちの自己実現につながる「主体性・協働性・創造力」の育成をめざし、その基盤となる基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力を育てます。
- グローバル社会で主体的に活動できるよう、コミュニケーション能力や合意形成能力を育てます。
- 高度情報化社会の更なる先（Society5.0時代）を見据え、ICT機器を活用した学習活動を充実し、情報活用能力（情報モラルを含む。）や論理的な思考力を育てます。

#### (2) 豊かな心の育成

- 社会における人権課題の解決に向け、全教育活動を通じて自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進します。
- 自己の生き方を考え、自立した一人の人間としてよりよく生きることができるよう道徳教育を進めます。
- 多様な文化的背景をもつ人々と互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。
- 三木の伝統や文化、自然などに触れる機会を充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育や、ふるさとの課題やその解決策を考えるなど、ふるさとを知る教育を推進します。
- 豊かな人間性や共生の心を育成するため、体験的な学習活動を充実します。
- 学校や家庭、地域、関係機関が一体となり、決していじめを許さない人を育てる教育に取り組みます。
- 誰もが安心して学べる学校づくりに取り組むとともに、子どもたちの社会的自立をめざした不登校支援に取り組みます。

### (3) 健やかな体の育成

- 生涯を通じて健康で安全な生活を送るため、心身の健康の保持増進と体力や運動能力の向上を図り、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、健やかでたくましい体を育てます。
- 食に関する正しい知識と健康的な食生活の習慣を身に付けさせるため、家庭と連携した食育を推進します。

### (4) 社会的自立につながる学びの推進

- 人との関係を築く力や社会の中での役割を理解する力、自分を理解し管理する力、問題を解決する力、将来の計画を立てる力を育成します。
- 社会で必要な資質や能力を育てるため、個性を見つけて可能性を伸ばすとともに、自発的・主体的な姿勢を尊重し、その発達を支える生徒指導に取り組みます。
- 自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くこと、自分から積極的に社会づくりに参加することの大切さに気付くことのできる機会や学びを充実します。

### (5) 特別支援教育の推進

- 一人一人の個性や特性に応じた学びを提供します。
- 共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合うインクルーシブ教育を推進します。
- 障がいのある人が、切れ目のない支援を受けられるよう、学校、家庭、保健・福祉、医療、労働、地域住民などとの連携を深めます。

### (6) 就学前教育・保育の充実

- 乳幼児一人一人の心の育ちを受け止め、自尊感情を育むとともに、個々の発達やニーズに合わせ、自立心や主体性を尊重した教育・保育を推進します。
- 子どもたちの成長を切れ目なく支えるため、幼児期

の教育と小学校教育の連携を深めます。

## 2 子どもたちが安心して自分らしく過ごせる学校や家庭、地域をつくります

### (1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

- さまざまな背景や状況により多様な教育ニーズを持つ子どもたちに、個々に適した学びの場を提供し、必要な支援を充実します。
- 誰もが持てる個性や能力を発揮し、互いに支え合い、安心して暮らせる社会を築くために、人権尊重と男女共同参画についての理解を深める学びを推進します。

### (2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

- 家庭同士や学校、地域等の交流を通して学びを積み重ね、親が子どもと共に成長し、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、家庭の教育力を高めます。
- 子どもたちが地域で多様な学びや交流を通じて成長できるよう、学校と地域が協力し合いながら、地域の教育力を高めます。

### (3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

- 学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を推進します。
- 学校部活動の地域クラブへの移行を進め、子どもたちが継続して文化・スポーツに親しむ機会を確保します。

### (4) 関係機関との連携の強化

- 子どもたちが直面する問題や困難が多様化・複雑化していることから、学校と関連機関との連携強化や、学校外での多様な支援の確保に取り組みます。

#### (5) 子どもたちの安心・安全の確保

- 危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。
- 災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進します。

### 3 安心・安全で質の高い学びを実現する環境づくりを進めます

#### (1) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた教育の情報化の推進

- 学校教育において、ICTの活用が「日常化」するよう取り組むとともに、ICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- 業務の効率化を図り、働きがいのある学校づくりを進めるため、円滑・安全なICT環境の整備、充実を図ります。

#### (2) 教育環境の整備と充実

- 子どもたちが安全で快適な学校園での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。
- 全ての子どもたちに等しく学ぶ機会が保障されるよう、必要な支援を行います。
- 子どもたちの教育に適正な児童・生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備します。

#### (3) 教職員の資質・能力の向上

- 専門性や実践的指導力などを育成する多様な研修の場を提供し、自ら学び続ける保育者と教職員を支援します。
- 教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保します。

#### (4) 学校園の組織力の強化

- 子どもたちの多様な学びや課題に組織的に対応するため、教職員相互の協力・協働体制づくりを進め、学校園の組織力を強化します。
- 教職員が専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、働きやすい職場環境をつくるとともに、心身の健康の保持・増進を図ります。

### 4 人生100年を通じた学びを支えます

#### (1) 人権教育の推進

- 「一人一人の人権が尊重されるまち」を実感できる人権教育を展開します。地域の多様な人材や資源を生かし、市民が主体となり、人権課題を解決できる教育を進めます。

#### (2) よりよく生きるための学びの充実

- 公民館、図書館等の社会教育施設や高齢者大学において、ライフステージに合わせた多様な学びを提供します。
- 学んだ知識や経験を生かして活動できる環境を整備するなど、生きがいにつながる学びを支援します。
- 互いに高め合う地域社会を実現するため、まちづくりのリーダーを育成するとともに、地域の課題を住民自ら解決する活動を支援します。

#### (3) 市民文化の高揚

- 市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

#### (4) 文化遺産の活用

- 地域に伝わる伝統行事や文化財などの歴史的な遺産を生かした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。
- 文化遺産を維持・活用する担い手を育成するととも

に、地域文化の魅力を発信します。

(5) スポーツ環境づくりの推進

- 健康で心豊かに暮らすため、「する、観る、支える」という活動を通して、スポーツに親しむ機会を充実します。
- 三木の地域性を生かしたスポーツイベントや活動を支援し、スポーツ交流を進めることにより、スポーツの振興と充実を図ります。

## 第3期三木市教育大綱（素案）の作成について

第2期三木市教育大綱（令和2年度～令和6年度）	第3期三木市教育大綱（令和7年度～令和11年度）
<p>基本理念 豊かな学びで未来を拓く</p>	<p>基本理念 夢を育み、未来を創る三木の教育</p>
<p>1 「未来を創る教育」を進めます (1) 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます ア 確かな学力の育成</p>	<p>1 「未来を創る教育」を進めます (1) 確かな学力の育成 ・ 子どもたちの自己実現につながる力を「主体性・協働性・創造力」とし、その育成をめざすという視点を追加 ・ グローバル社会に対応する力に合意形成能力を追加</p>
<p>イ 豊かな心の育成</p>	<p>(2) 豊かな心の育成 ・ ふるさと教育に、ふるさとの課題やその解決策を考えるなど、ふるさとを知るという視点を追加 ・ 防災教育について、2(5)子どもたちの安心・安全の確保に記載箇所を変更 ・ 人権課題である「いじめ」への対応についての項目を追加 ・ 年々増加している「不登校」への対応についての項目を追加</p>
<p>ウ 健やかな体の育成</p>	<p>(3) 健やかな体の育成 ・ 健康教育の充実について、文言を整理、統合 ・ 安全教育について、2(5)子どもたちの安心・安全の確保に記載箇所を変更</p>
<p>エ 特別支援教育の推進</p>	<p>(4) 社会的自立につながる学びの推進 ・ キャリア教育で育成すべき能力について整理 ・ 持続可能な社会の創り手としての態度を養うという視点を</p>

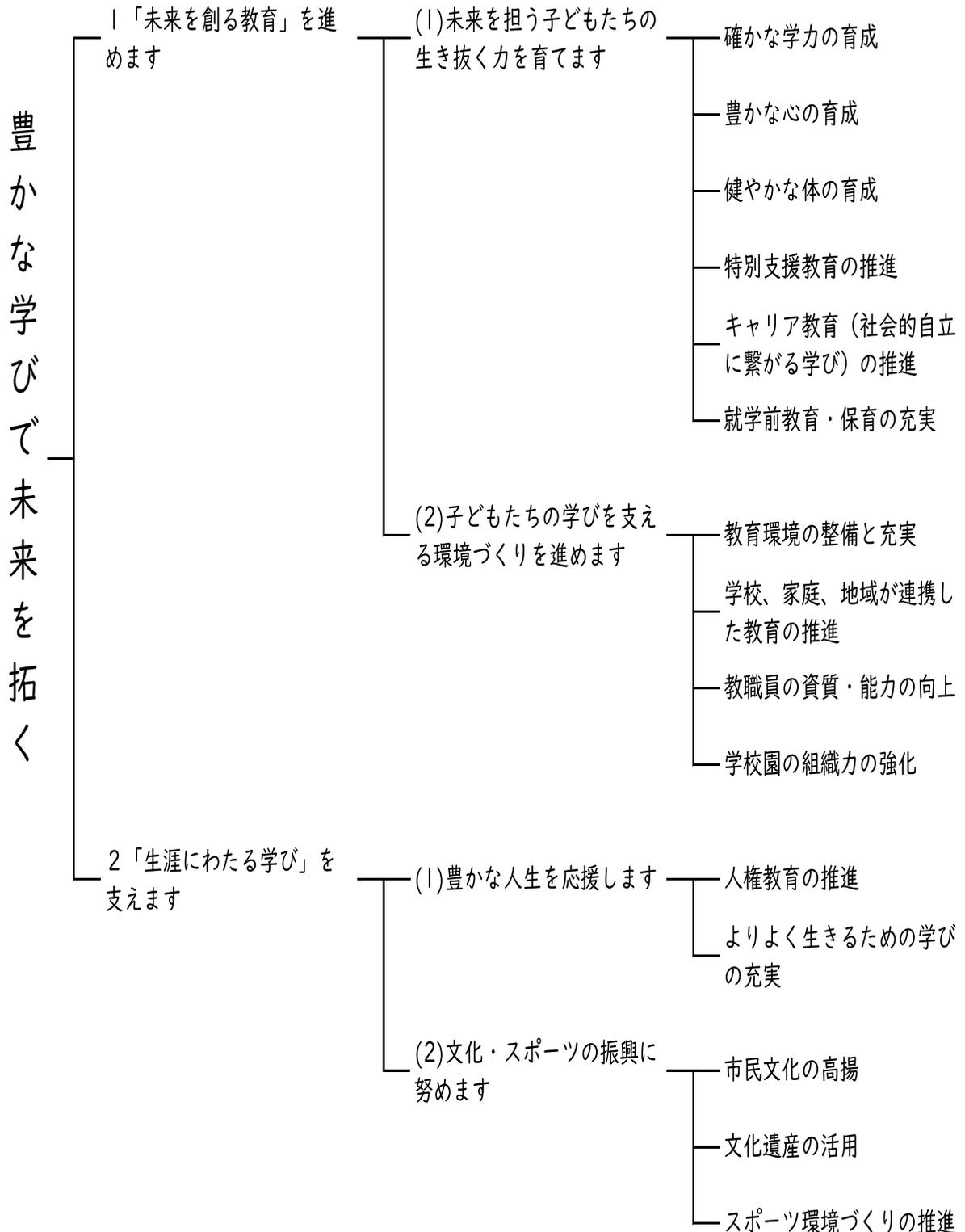
	追加
オ キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進	(5) 特別支援教育の推進 ・ 学校、家庭、福祉、医療等の連携についての視点を追加
カ 就学前教育・保育の充実	(6) 就学前教育・保育の充実
	2 子どもたちが安心して自分らしく過ごせる学校・家庭・地域をつくれます【新設】
	(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進【新設】
	(2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進【新設】
	(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進【新設】 ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、学校部活動の地域クラブへの移行について記載
	(4) 関係機関との連携の強化【新設】
	(5) 子どもたちの安心・安全の確保【新設】
(2) 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます	3 安心・安全で質の高い学びを実現する環境づくりを進めます
ア 教育環境の整備と充実	(1) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた教育の情報化の推進【新設】 (2) 教育環境の整備と充実 ・ 切れ目のない支援について、1 (5)特別支援教育の推進に記載箇所を変更

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、家庭、地域の連携について、2 (2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進に記載箇所を変更</li> <li>・ 家庭の教育力の向上について、2 (2) 「学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進」に記載箇所を変更</li> </ul>
イ 学校、家庭、地域が連携した教育の推進	(2 (2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進に記載箇所を変更)
ウ 教職員の資質・能力の向上	(3) 教職員の資質・能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働きやすい職場環境づくりについて、3 (4) 「学校園の組織力の強化」に記載箇所を変更</li> </ul>
エ 学校園の組織力の強化	(4) 学校園の組織力の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働きやすい職場環境づくりについて追加</li> </ul>
2 「生涯にわたる学び」を支えます (1) 豊かな人生を応援します ア 人権教育の推進	4 人生100年を通じた学びを支えます  (1) 人権教育の推進
イ よりよく生きるための学びの充実	(2) よりよく生きるための学びの充実
(2) 文化・スポーツの振興に努めます ア 市民文化の高揚	(3) 市民文化の高揚
イ 文化遺産の活用	(4) 文化遺産の活用
ウ スポーツ環境づくりの推進	(5) スポーツ環境づくりの推進

第2期三木市教育大綱 体系表

基本理念

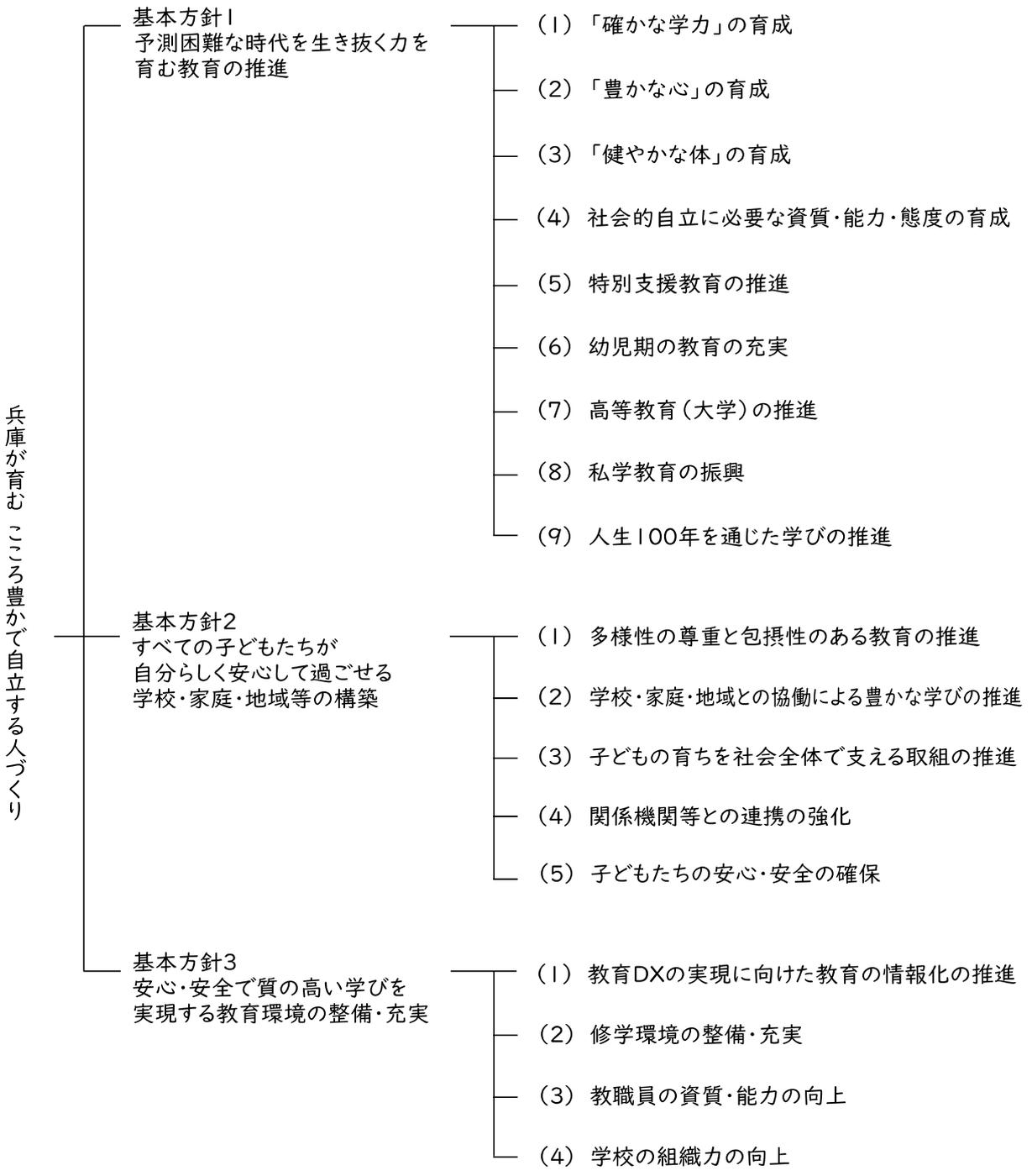
豊かな学びで未来を拓く



5 体系表(「基本方針」及び「基本的方向」)

**兵庫が育む ころろ豊かで自立する人づくり**

第4期重点テーマ  
— 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成 —



## 第 2 期三木市教育大綱

令和 2 年 3 月



## 第 2 期三木市教育大綱の策定に当たって

本市では、平成 27 年 4 月に「三木市教育大綱」を策定し、「ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成」を基本理念として、考える力や基礎学力の定着をはじめ、未来を切り拓くことのできる「生きる力」を育成する教育の推進を図ってまいりました。

この間、本市の人口は 2 千人減少し、地域の担い手不足をはじめとする少子高齢化が深刻さを増す一方、社会においては、第 4 次産業革命といわれるグローバル化の進展とともに、さまざまな分野で AI や I o T が導入されるなど、超スマート社会が現実のものとなりつつあります。

このような変化の激しい時代にあっても「家庭の事情や地域の差なく、すべての子どもたちが、ふるさと三木を愛し、等しく夢に向かって頑張ることができる」そのような教育の環境を整備することが、行政に課された最大の使命であると確信しています。

また、人生 100 年時代にあって、市民の誰もが持続可能な社会の担い手として、生涯を通じて活躍できるとともに、活力ある地域社会を維持しながら、安心して暮らすことができる「ふるさと三木」の未来づくり、人づくりを進めます。

このような思いから、このたびの教育大綱では、「豊かな学びで未来を拓く」を基本理念に掲げ、本市の豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、新たな創造を興す「未来を生き抜く」人材の育成を進めてまいります。

令和 2 年 3 月

三木市長 仲田一彦

## I 教育大綱の趣旨

この教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議、調整をして策定したものです。

この大綱では、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

## II 教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

具体的な施策を推進するに当たっては、教育関係機関がそれぞれの役割を果たし、家庭や地域、市民が連携、協働して、三木市全体で基本理念の実現に向けて取り組みます。

## III 教育大綱の基本理念

### 「豊かな学びで未来を拓く」

これからの時代は、進行する少子高齢化やグローバル化などにより、変化が激しく、これまでに無かったような課題に直面することが予想されています。そのような時代においても、社会の変化に主体的に向き合い、多様な価値観の中から新たな価値を見出し、未来を切り拓いていく力が求められています。

このことから、生涯にわたる豊かな学びを通じて、より充実した人生とよりよい社会を創造できる人材の育成をめざし、「豊かな学びで未来を拓く」をこの大綱の基本理念とします。

## IV 教育大綱の基本方針

### I 「未来を創る教育」を進めます

「未来を創るのは子どもたちである。子どもたちを創るのは教育である。つまり、教育は未来を創る。」という考えに基づき、子どもたちの教育を進めます。

#### (1) 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

##### ア 確かな学力の育成

- 身に付けた知識を知恵に変え、自分の夢や希望を実現できるように、「知識・技能」を習得させ、課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力」を育み、「学びに向かう力」を育てます。
- グローバル社会で主体的に活動できるように、コミュニケーション能力を育てます。
- 高度情報化社会を見据え、ICT機器を活用した学習活動を充実し、情報活用能力や論理的な思考力を育てます。

##### イ 豊かな心の育成

- 全教育活動を通じて、自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進します。
- 人としてのあり方や生き方を学び、よりよく生きるための道徳性を養います。
- 国籍や民族などの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。
- 三木の伝統や文化、自然などに触れる機会を充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育を推進します。
- 豊かな人間性や共生の心を育成するため、体験的な学習活動を充実します。

- 災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進します。

#### ウ 健やかな体の育成

- 健康で安全な生活を送るため、体力や運動能力を向上し、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、健やかでたくましい体を育てます。
- 食に関する正しい知識と健康的な食生活の習慣を身に付けさせるため、家庭と連携した食育を推進します。
- 「人生 100 年時代」を迎え、健康への意識を高め、自ら健康の保持増進に努めることができるよう、健康教育を充実します。
- 危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。

#### エ 特別支援教育の推進

- 一人一人の個性や特性に応じた学びを提供できるよう、特別支援教育を充実します。
- 共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合う教育を推進します。

#### オ キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進

- 望ましい学習習慣や生活習慣を身に付けさせ、自立した生活を営む上で必要となる力を育成します。
- 自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くことの大切さに気付くことのできる機会や学びを充実します。

#### カ 就学前教育・保育の充実

- 乳幼児一人一人の心の育ちを受け止め、自尊感情を育むとともに、個々の発達や教育・保育ニーズに合わせて、自立心や主体性を尊重した教育・保育を推進します。
- 子どもたちの成長を切れ目なく支えるため、幼児期の教育と小学校教育との連携を深めます。

## (2) 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

### ア 教育環境の整備と充実

- すべての子どもたちに等しく学ぶ機会が保障されるよう、必要な支援を行います。
- 子どもたちが安全で快適な学校・園での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。
- 特別な支援を要する子どもたちに、切れ目のない適切な支援を行います。
- 小・中学校の学校再編を進め、子どもたちの教育にとって適正な児童・生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備します。
- 就学前教育・保育の一体化を進め、「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」のもとに、幼児期における豊かな育ちを提供できる環境を整備します。

### イ 学校、家庭、地域が連携した教育の推進

- 学校、家庭、地域が連携、協働した「地域とともにある学校園づくり」を進め、子どもたちを地域全体で育てます。
- 親子で共に成長できる学びの機会を提供し、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向け、家庭教育の重要性について啓発するなど、家庭の教育力を向上させます。

### ウ 教職員の資質・能力の向上

- 自ら学び続ける保育者及び教職員を支援するため、専門性や実践的指導力などを育成する研修の場を提供し、資質・能力を高めます。
- 教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保します。
- 保育者及び教職員が働きやすい職場環境を整備します。

## エ 学校園の組織力の強化

- 子どもたちの多様な学びや課題に組織的に対応するため、教職員相互の協力・協働体制づくりを進め、学校園の組織力を強化します。

## 2 「生涯にわたる学び」を支えます

「人生100年時代」を迎え、すべての市民が、自らの生きがいの実現に向けて、生き生きと学ぶ「生涯にわたる学びを支えるまち」を推進します。

### (1) 豊かな人生を応援します

#### ア 人権教育の推進

- 「一人一人の人権が尊重されるまち」を実感できる人権教育を展開します。地域の多様な人材や資源をいかして、市民が主体となって、人権課題を解決できる教育を進めます。

#### イ よりよく生きるための学びの充実

- 公民館や図書館等の社会教育施設において、ライフステージに合わせた多様な学びを提供します。
- 学んだ知識や経験をいかして活動できる環境を整備するなど、生きがいに繋がる学びを支援します。
- 互いに高め合う地域社会を実現するため、まちづくりのリーダーを育成するとともに、地域の課題を住民が自ら解決する活動を支援します。

## (2) 文化・スポーツの振興に努めます

### ア 市民文化の高揚

- 市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

### イ 文化遺産の活用

- 地域に伝わる伝統行事や文化財などの歴史的な遺産をいかした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。
- 文化遺産を維持、活用する担い手を育成するとともに、地域の魅力を発信します。

### ウ スポーツ環境づくりの推進

- 健康で心豊かに暮らすため、「する、観る、支える」という活動を通して、スポーツに親しむ機会を整備します。
- 三木の地域性をいかしたスポーツイベントや活動を支援し、スポーツ交流を進めることで、スポーツの振興と充実を図ります。

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総合政策部企画政策課